

(写)

豊監公表第18号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）6月17日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎

豊教総第653号

令和3年(2021年) 6月14日

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 2年 11月 27日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
教育センター	◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について 豊中市立小・中学校タブレット端末及びICTネットワーク保守業務に係る委託契約（契約金額513,625,200円）及び豊中市立小・中学校ICTネットワーク整備業務に係る委託契約（契約金額298,259,280円）において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。	委託事業者に暴力団排除条例に基づく誓約書の提出を求め、徴取した。

教職員課	<p>◆豊中市立小中学校府費負担教職員の給与決定事務について</p> <p>小中学校府費負担教職員の給与の決定については、「府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（大阪府条例）」等により、平成24年度の教職員人事権の移譲以降、本市教育委員会が処理することとなっている。扶養手当、通勤手当、住居手当の決定等の事務については、それ以前から各小中学校長において専決処理されているが、各小中学校長において専決できる規定が整備されていなかった。</p> <p>また、こうしたことを踏まえ平成24年度教職員人事権移譲後の関係事務処理の実施に係る諸規程についても、改めて点検を実施されたい。</p>	<p>豊中市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和32年12月26日教育委員会規則第3号）第5条「校長の専決事項」に扶養手当、通勤手当、住居手当の決定等の事務にかかる規定を新設し、令和3年3月25日より施行した。</p> <p>その他、平成24年度教職員人事権移譲後の関係事務処理の実施に係る諸規程についても適宜点検している。</p>
------	---	---